

## 9 災害時の対応について

保育所における災害時（地震・風水害等）の対応は、下記のとおりです。災害時に備え、ご家庭で必ずご確認ください。

### （1）地震（震度5弱以上）の場合

震度	震度5弱以上（※1）
開園前	<p>午前7時までに発生したとき ⇒臨時休所 *保育が可能になった時点で、ライデンメールにて連絡いたします。（連絡があるまでは臨時休所となります。）（※2）</p>
開園後	<p>午前7時以降に発生したとき ⇒その時点で臨時休所 保護者のかたは速やかにお迎えをお願いします。（※3）</p> <p>*保育所から東小学校（住所：箕面市粟生新家5-5-1）に避難する場合は、門に避難先を掲示します。避難先へのお迎えをお願いします。</p>

（※1）震度4以下であっても、被害状況によっては、同様の対応を行う場合があります。

（※2）施設の被害状況（停電など）により、給食が提供できず、弁当持参になることがあります。

（※3）保護者のかたがお迎えに来られない場合は、「家庭調査票」に記載の「災害時引き渡し者（保護者以外）」のかたにお引き渡しします。

## (2) 風水害の場合

風水害は、大地震と違い、ある程度は事前の予測が可能です。大型台風が接近する場合などは、気象情報に十分注意してください。

臨時休所等になる基準は下記のとおりですが、複合災害や施設の被害状況（停電など）により、児童の安全が確保されないおそれがあると判断した場合は、臨時休所となる場合があります。

なお、開所再開後、施設の被害状況（停電など）により、給食が提供できず、弁当持参になることがあります。

対象警報等	①暴風特別警報、大雨特別警報 暴風警報、暴風雪警報 ②高齢者等避難、避難指示
発令地域	①大阪府下全域、北大阪地域、箕面市のいずれか ②保育所の所在地のいずれか
休所の基準	午前7時の時点で対象警報のいずれか発令中のとき ⇒正午まで待機  ●正午の時点で対象警報のいずれか発令中 ⇒臨時休所  ●正午までにすべての対象警報が解除 ⇒その時点から保育開始 (給食なしのため、弁当持参。または、昼食を食べて正午以降に登所してください。)
開所後	対象警報のいずれかが発令されたとき ⇒その時点で臨時休所 速やかにお迎えをお願いします。(※1)

(※1) 保護者のかたがお迎えに来られない場合は、「家庭調査票」に記載の「災害時引き渡し者（保護者以外）」のかたにお引き渡しします。

### (3) Jアラートによる弾道ミサイル発射情報が発信された場合

Jアラートによる弾道ミサイル発射情報は、携帯電話等の緊急速報メール、防災スピーカー、テレビ、インターネット、ラジオ等により発信されますので、情報収集に努めてください。

落下場所 発信時期	大阪府内に落下	大阪府以外の 地域に落下(※2)
登所前に発信	臨時休所	開所 (平常どおり登所してください)
開所中に発信	⇒その時点で臨時休所 保護者のかたは速やかに お迎えをお願いします。 (※1)	安全確認の上、保育活動を継 続します。

(※1) 保護者のかたがお迎えに来られない場合は、「家庭調査票」に記載の「災害時引き渡し者(保護者以外)」のかたにお引き渡します。

(※2) 近隣府県に落下した場合は状況を判断の上、一斉メールにて連絡いたします。

### (4) 災害等の情報について

災害等の情報は、保護者が責任をもってご確認ください。

①「箕面市防災アプリハザードン」への登録をお願いします。



防災アプリハザードンは、災害情報などを把握するためのスマートフォンアプリです。プッシュ通知で「自治体からのお知らせ」「箕面市の気象情報」「地震情報」「土砂災害警戒情報」を受け取ることができます。

②箕面市の情報は、上記のほか、市ホームページ、FMラジオ(タッキー816みのおエフエム)等で発信します。

③保育所から伝達事項がある場合は、一斉配信メールで配信を行います。

ただし、災害時の被害状況により、一斉配信メールの配信ができない場合も想定されます。保育所からの配信の有無にかかわらず、各ご家庭でP24「9 災害時の対応について」のとおりご対応ください。